

## 一般社団法人日本臨床宗教師会 役員選出規則

### (目的)

第1条 本規則は、一般社団法人日本臨床宗教師会（以下「本法人」という）定款第20条から第27条、及び第38条に基づき、事業の円滑な遂行を図るため必要な事項を定める。

### (役員の種類)

第2条 本法人の役員として理事、監事、顧問を置く。

### (理事の職務と定員)

第3条 理事は本法人の職務を執行する。

2. 理事は10名以上30名以内とする。
3. 理事の中から1名を会長(代表理事)として選任する。会長は、本法人の業務を総理し、本法人を代表する。
4. 会長とは別に、理事の中から2名以上4名以内を副会長として選任する。副会長は、会長を補佐し特定の業務を掌る。
5. 副会長は、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときはその職務を代理する。
6. 理事のうち、会長・副会長以外に事務局長1名、他に事務局次長を1名選任する。事務局長・事務局次長は、本法人の庶務を掌る。
7. 会長、副会長、事務局長、事務局次長は理事会において互選により選任する。

### (理事の選任)

第4条 理事は会員総会の決議によって正会員の中から選任する。

2. 理事は各地の臨床宗教師会を代表する者、教育プログラムを代表する者、その他有識者によって構成する。
3. 理事を選任する際には、前項の他、宗教バランス、男女比に配慮する。

### (理事の任期)

第5条 理事の任期は2年とし、再任を妨げない。

### (理事の解任)

第6条 理事の解任は会員総会の決議による。

### (監事の職務と定員)

第7条 監事は本法人の業務及び財産の状況を監査する。

2. 監事は2名とする。

(監事の選任)

第8条 監事は会員総会の決議によって正会員の中から選任する。

(監事の任期)

第9条 監事の任期は4年とし、再任を妨げない。

(監事の解任)

第10条 監事の解任は会員総会の決議による。

(顧問の職務と定員)

第11条 顧問は理事会に出席し意見を述べることができる。

2. 顧問は若干名とする。

(顧問の選任)

第12条 顧問は理事会において選任し、会長が委嘱する。

(顧問の任期)

第13条 顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

(顧問の解任)

第14条 顧問の解任は会員総会の決議による。

(役員 of 義務)

第15条 役員は、本会のために忠実に職務を行う義務を有す。

2. 理事は、資格制度細則に定める倫理講習を、任期中において1単位以上受講する。

(役員 of 報酬)

第16条 役員は無報酬とする。なお、本法人の業務遂行に必要とされる経費は事務局の判断により支給される。

(規則 of 改定)

第17条 本規則の改定は、本会理事会において出席理事の過半数の議決によって承認を得る。

附則

1. 本規則は、令和2年3月31日より施行する。